

構造NEWS

法改正情報

- ・回収骨材を使用したコンクリートの規定が変わります！
<https://bit.ly/2K6UNIM>
 ⇒改正法のパブリックコメントと、国交省の考え方
<https://bit.ly/2K7cTHQ>

ERI最新情報

- ・ERIのホームページが新しくなりました！
 ⇒審査状況の確認や、検査WEB予約ができます
<https://www2.j-eri.jp/otoiwase/>
<http://www.j-eri.co.jp/yoyaku.html>



ERIの構造Q&A

アルミ合金造で20㎡平屋の車庫の構造方法は、確認の特例の対象でないと聞いたのですが、本当ですか…？



その通りです、仕様規定のチェックは必要です！
 令第80条の2の特殊な構造形式の場合の確認の特例は、平19国交告第1119号に規定されていますが、特例の対象になるのはWRC造などの一部の規定ですね



構造計算書の添付は必要か？

へえ いろんな建築物？

今度、建築物を新築するので確認申請をします。

そうですね

書いてですね

鉄骨造 平屋建て 倉庫（特殊建築物） 延べ面積一五〇㎡ 柱スパン15m

こんな建築物です。

確認申請では構造計算書の添付が必要だと思います。

柱スパンが12mを超えているから計算ルート2以上が必要では？

そうですねか？ 平屋建てで二〇〇㎡以下は法6条1項四号の規模だから構造計算書と構造図の添付は不要とちやうかな？

こんにちは！ お答えします。

正解は構造計算書の添付は不要です。特殊建築物で二〇〇㎡超の場合*1、法6条1項一号の建築物に当たり構造設計図書の省略はできません。ただし、法二〇条1項四号の規模の場合、仕様規定が確認できればよく、構造図（注）だけ添付すればOKです。

なるほど

（注）必要に応じて仕様規定のただし書き計算を含みます。*1:令和元年6月に、100㎡超から200㎡超に法改正されました。

編集後記



先般の大阪の地震、皆様ご無事だったでしょうか。老朽化したブロック塀による被害が発生しましたが、昭和53年(40年前)の宮城県沖地震の際にもブロック塀による犠牲者が多かったことを思い出し、当時、仙台市で小学生だった私は、何とも無念な気持ちになりました。安全な構造を造る！という気概を持って業務に取り組もうと、いまさらながら考えさせられた地震でした。

話は変わって、ヘタを植えて4年目、やっと結実しました。何度も捨てようと思いましたが、あきらめの悪さが実を結びました。

